

第8回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

財産及び損益の状況
主要な事業内容
主要な事業所
従業員の様態
主要な借入先の状況
その他企業集団の現況に関する重要な事項
株式の様態
新株予約権等の状況
会計監査人の状況
業務の適正を確保するための
体制及び当該体制の運用状況
会社の支配に関する基本方針
剰余金の配当等に関する方針
連結注記表
個別注記表

(2023年10月1日～2024年9月30日)

株式会社ヒューマンクリエーションホールディングス

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面
交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載
書面）への記載を省略しております。

企業集団の現況

(1) 財産及び損益の状況

区 分	第 5 期 (2021年9月期)	第 6 期 (2022年9月期)	第 7 期 (2023年9月期)	第 8 期 (当連結会計年度) (2024年9月期)
売 上 高 (千円)	5,035,418	5,803,431	6,486,545	7,165,784
経 常 利 益 (千円)	464,020	546,491	701,093	629,675
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	275,887	343,001	438,431	404,033
1株当たり当期純利益 (円)	146.05	189.22	264.72	246.23
総 資 産 (千円)	2,192,371	2,535,722	2,963,290	2,977,667
純 資 産 (千円)	1,064,190	915,759	1,061,877	1,352,664
1株当たり純資産 (円)	552.43	526.49	642.40	819.91

- (注) 1. 当社は、2020年12月15日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第5期（2021年9月期）の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第6期（2022年9月期）の期首から適用しており、第6期（2022年9月期）以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
3. 当社は2024年11月14日の取締役会決議に基づき、基準日を2024年12月31日、効力発生日を2025年1月1日とする、1株につき2株の割合をもって行う株式分割の実施を予定しております。なお、当該株式分割については行われていないものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(2) 主要な事業内容（2024年9月30日現在）

当社グループはシステムソリューションサービス事業の単一セグメントであり、セグメント別の記載をしておりません。

(3) 主要な事業所 (2024年9月30日現在)

① 当社

本	社	東京都千代田区
---	---	---------

② 主要な子会社の事業所

株式会社ブレーションナレッジ システムズ	東京本社 ほか5支店 (東京都千代田区) (北海道札幌市中央区) (宮城県仙台市青葉区) (愛知県名古屋市中区) (大阪府大阪市北区) (福岡県福岡市博多区)
株式会社シー・エル・エス	本社 (東京都千代田区)
株式会社アセットコンサル ディングフォース	本社 (東京都千代田区)
株式会社セイリング	本社 (東京都千代田区)
株式会社ヒューマンベース	本社 (大阪府大阪市)
株式会社コスモピア	本社 (東京都千代田区)
株式会社TARA	本社 (神奈川県藤沢市)

(4) 従業員の状況 (2024年9月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
854名 (77名)	39名増 (47名減)

- (注) 1. 従業員数は就業人員 (当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。) は、最近1年間の平均人員を () 内に外数で記載しております。
2. 当社グループは、システムソリューションサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
11名 (1名)	1名増 (-)	43.3歳	3.9年

- (注) 1. 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向

者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、最近1年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

2. 当社は、システムソリューションサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(5) 主要な借入先の状況 (2024年9月30日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	301,659千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	48,880
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	25,300

(6) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年9月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 7,395,000株
- ② 発行済株式の総数 1,926,550株
- ③ 株主数 2,019名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
H C H グ ル ー プ 従 業 員 持 株 会	112,751株	6.93%
日 鉄 ソ リ ュ ー シ ョ ン ズ 株 式 会 社	78,748	4.84
株 式 会 社 ア ド バ ン ス ト ・ メ デ ィ ア	55,600	3.42
富 永 邦 昭	52,837	3.25
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	40,300	2.48
加 藤 幹 正	33,600	2.07
株 式 会 社 S B I 証 券	33,200	2.04
G L O B A L E S G S T R A T E G Y (常 任 代 理 人 立 花 証 券 株 式 会 社)	30,000	1.84
川 井 英 明	29,700	1.83
池 谷 誠 一	26,500	1.63

- (注) 1. 当社は、自己株式を300,345株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取 締 役 (社 外 取 締 役 を 除 く)	7,565株	4名
社 外 取 締 役	776株	2名
監 査 役	679株	3名

(注) 上記は、当社が当社の取締役(社外取締役を除く)、社外取締役、監査役に対して譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を行ったものです。なお、当社は子会社の取締役(計11名)に対しても、譲渡制限付株式報酬として自己株式(計2,134株)の処分を行っております。

- ⑥ その他株式に関する重要な事項

期中における株主総会決議による自己株式の取得により23,300株増加しております。また、取締役会決議による譲渡制限付株式報酬としての処分により11,154株減少しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

2021年11月30日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	2021年11月30日	2021年11月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	受託者 1 (注) 1	受託者 1 (注) 1
新株予約権の数(個)※	15,413	17,339
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 15,413	普通株式 17,339
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	2,091 (注) 2	2,091 (注) 2
新株予約権の行使期間※	自 2026年12月1日 至 2028年11月30日	自 2026年12月1日 至 2028年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 2,091 資本組入額 1,045.5 (注) 3	発行価格 2,091 資本組入額 1,045.5 (注) 3
新株予約権の行使の条件※	(注) 4	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 6	

※新株予約権の発行決議時における内容を記載しております。

(注) 1. 受託者である当社使用人

2. 当社が、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

また、当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \cdot \text{処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。さらに、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

3. ①本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
②本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. (1) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役及び執行役員である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役及び執行役員のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

(2) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の①、③、⑨号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。

① 禁錮刑以上の刑に処せられた場合

② 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）

③ 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

④ 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

⑤ 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合

⑥ 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合

⑦ 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合

⑧ 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合

⑨ 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

(3) 本新株予約権者は、2024年9月期の事業年度における当社連結決算書上の損益計算書における調整後EBITDA（営業損益の額に減価償却費、のれん償却額及び株式報酬費用を加算した額）が550百万円に達しなかったときは、本件新株予約権を行使することができない。ただし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

5. (1) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役及び執行役員である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役及び執行役員のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

(2) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の①、③、⑨号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。

① 禁錮刑以上の刑に処せられた場合

② 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）

③ 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

④ 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

⑤ 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合

⑥ 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合

⑦ 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合

⑧ 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合

⑨ 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

(3) 本新株予約権者は、2026年9月期の事業年度における当社連結決算書上の損益計算書における調整後EBITDA（営業損益の額に減価償却費、のれん償却額及び株式報酬費用を加算した額）が650百万円に達しなかったときは、本件新株予約権を行使することができない。ただし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

6. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分

割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

（1）交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

（2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（3）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定

方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、下記「本新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

「本新株予約権の目的である株式の種類及び数」

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、下記「本新株予約権の行使により発行又は移転する財産の価額」及び(注)2に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

「本新株予約権の行使により発行又は移転する財産の価額」

①各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。

②本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額は、当初金2,091円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(2026年12月1日から2028年11月30日まで(但し、2028年11月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで))の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

(注)4及び(注)5に準じて決定する。

(7) 新株予約権の取得事由及び取得条件

下記「本新株予約権の取得」に準じて決定する。

「本新株予約権の取得」

①当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合)又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。ただし、当社取締役会が有償で取得

すると決定した場合には当社取締役会が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。

②当社は、本新株予約権者が（注）4及び（注）5に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合、本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

③当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

（8）新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。

（9）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（注）3に準じて決定する。

（10）その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

	第6回新株予約権
決議年月日	2021年11月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 3 使用人（執行役員） 1
新株予約権の数（個）※	29,863
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 29,863
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	2,091（注）1
新株予約権の行使期間※	自 2026年12月1日 至 2028年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 2,091 資本組入額 1,045.5（注）2
新株予約権の行使の条件※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）4

※新株予約権の発行決議時における内容を記載しております。

（注）1. 当社が、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

また、当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \cdot \text{処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1 \text{株当たり時価}}$$

既発行株式数 + 新規発行株式数

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。さらに、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. ①本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. (1) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役及び執行役員である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役及び執行役員のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

(2) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の①、③、⑨号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。

① 禁錮刑以上の刑に処せられた場合

② 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）

③ 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

④ 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

- ⑤ 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
- ⑥ 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
- ⑦ 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
- ⑧ 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
- ⑨ 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

(3) 本新株予約権者は、2026年9月期の事業年度における当社連結決算書上の損益計算書における調整後EBITDA（営業損益の額に減価償却費、のれん償却額及び株式報酬費用を加算した額）が650百万円に達しなかったときは、本件新株予約権を行使することができない。ただし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

4. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、下記「本新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

「本新株予約権の目的である株式の種類及び数」

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、下記「本新株予約権の行使により発行又は移転する財産の価額」及び(注)1に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

「本新株予約権の行使により発行又は移転する財産の価額」

①各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。

②新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額は、当初金2,091円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（2026年12月1日から2028年11月30日まで（但し、2028年11月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）とする。）の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、本新株予約権を行使す

ることができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

(注) 3に準じて決定する。

(7) 新株予約権の取得事由及び取得条件

下記「本新株予約権の取得」に準じて決定する。

「本新株予約権の取得」

①当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。ただし、当社取締役会が有償で取得すると決定した場合には当社取締役会が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。

②当社は、本新株予約権者が（注）3に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合、本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

③当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注) 2に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

	第7回新株予約権
決議年月日	2024年1月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 6 当子会社取締役及び使用人(執行役員) 12
新株予約権の数(個) ※	9,083
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 9,083
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	2,545 (注) 1
新株予約権の行使期間 ※	自 2026年12月1日 至 2028年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 2,545 資本組入額 1,272.5 (注) 2
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※新株予約権の発行決議時における内容を記載しております。

(注) 1. 当社が、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

また、当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \cdot \text{処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

既発行株式数 + 新規発行株式数

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。さらに、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. ①本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. (1) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役及び執行役員、並びに当社子会社の取締役及び執行役員である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役及び執行役員、並びに当社子会社の取締役及び執行役員のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

(2) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の①、③、⑨号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。

① 禁錮刑以上の刑に処せられた場合

② 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）

③ 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

- ④ 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑤ 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
- ⑥ 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
- ⑦ 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
- ⑧ 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
- ⑨ 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

4. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

（1）交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

（2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、下記「本新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

「本新株予約権の目的である株式の種類及び数」

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、下記「本新株予約権の行使により発行又は移転する財産の価額」及び(注)1に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

「本新株予約権の行使により発行又は移転する財産の価額」

①各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。

②新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額は、当初金2,545円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（2026年12月1日から2028年11月30日まで（但し、2028年11月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）とする。）の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、本新株予約権を行使す

ることができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

(注) 3に準じて決定する。

(7) 新株予約権の取得事由及び取得条件

下記「本新株予約権の取得」に準じて決定する。

「本新株予約権の取得」

①当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。ただし、当社取締役会が有償で取得すると決定した場合には当社取締役会が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。

②当社は、本新株予約権者が（注）3に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合、本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

③当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注) 2に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,300千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,300

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人太陽有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定とする契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

⑥ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分
金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

イ 処分対象

太陽有限責任監査法人

ロ 処分の内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3か月
(2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。)
- ・ 業務改善命令 (業務管理体制の改善)
- ・ 処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査法人の業務の一部 (監査業務に係る審査) に関与することの禁止 3か月
(2024年1月1日から同年3月31日まで)

ハ 処分の理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・法令及び定款の遵守に関する基本行動規範として「企業行動規範」を定め、当社及びグループ会社の取締役及び使用人に周知徹底するとともに、コンプライアンス規程を制定・運用することで、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握と解消を図る。
 - ・取締役が他の取締役の法令及び定款に違反する行為を発見した場合は、直ちに監査役会及び取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化し、当該行為を未然に防止する。
 - ・法令・社会規範等の違反行為等の早期発見・是正を目的として、「内部通報制度」を設け効果的な運用を図る。
 - ・内部監査部門として業務執行部門とは独立した内部監査室を設け、常時かつ専門的な業務監視体制をとり、その結果を代表取締役社長及び取締役会に報告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・法令及び文書管理規程等に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下「文書等」という)に記録し、保存する。取締役、監査役及び会計監査人等からの閲覧要請があった場合には、各部門長が中心となり、適時適切に情報の提出を行う体制を構築する。
- ③ 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・「リスク管理規程」に基づき、想定される各種リスクに応じた有事の際の情報伝達と緊急体制を整備するとともに、有事が発生した場合には、当該規程に従い迅速かつ適切に対応する。
 - ・コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、事業活動における各種リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図る。
- ④ 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社及びグループ会社の取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催するものとし、当該会社及びその傘下となるグループ会社の重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況を監督す

る。

・取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程等の社内規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細を定め、適正かつ効率的に業務が執行される体制を確保する。

⑤ 当社及びグループ会社における業務の適正を確保するための体制

・当社は「関係会社管理規程」に基づき、当社の取締役に子会社取締役を兼任させるのを基本とすることにより、子会社に対して適切な管理を行うとともに、当社グループ会社を管掌する部門の役割を明確にし、グループ会社取締役及び使用人の業務執行状況を監視・監督する。

・当社は、当社グループにおける指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、グループ会社にこれに準拠した体制を構築させる。

・グループ会社の経営活動上の重要な意思決定事項は、当社取締役に報告し、承認を得ることとする。

・当社の内部監査室は、定期的にグループ会社の業務監査及び会計監査等を実施し、その結果を代表取締役社長及び取締役会に報告する。

⑥ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項並びにその使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・当社は、監査役の職務を補助すべき使用人を置かないが、今後の状況に応じて監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合に、取締役会で協議のうえ、設置するものとする。

・監査役の職務を補助すべき使用人を置くこととした場合は、その使用人については、取締役または他の使用人の指揮命令を受けることなく、人事異動及び人事考課・懲戒処分については、監査役の意見を斟酌して行うものとする。

⑦ 当社及びグループ会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

・監査役は、意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を読覧し、必要に応じて、取締役及び使用人にその説明を求めるものとする。

・取締役及び使用人は、会社の業務または業績に影響を与える重要な事実を発見したときは、遅滞なく監査役に報告する。

- ⑧ 当社の監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当社は、監査役への報告を行った当社及びグループ各社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及びグループ各社の役員及び使用人に周知徹底する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役と代表取締役社長及び他の取締役は、相互の意思疎通を図るため、適宜に意見交換会を開催する。
 - ・監査役は、会計監査人から会計監査の内容につき説明を受け、情報の交換を行うなど連携を密にし、監査役監査の実効性確保を図るものとする。
 - ・監査役と内部監査室は、適宜に内部監査結果及び指摘・提言事項等につき協議及び意見交換を行い、連携して監査にあたるものとする。
 - ・監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・当社及びグループ会社は財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備について
- ・当社及びグループ会社は、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当な要求にも毅然とした態度で対処するものとし、一切の関係を遮断することを「企業行動規範」に定め、基本方針とする。また、反社会的勢力対応規程を制定し、管理本部統括のもと管理を徹底するとともに、適宜に警察・顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ速やかに対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度に実施した業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行に関する事項

当社及びグループ会社は、取締役会は月1回、臨時取締役会は必要に応じて開催し、法令または定款に定められた事項及び重要な業務執行に関する事項について意思決定を行うとともに、本取締役会に監査役も出席することで、取締役の職務執行の監督を行っております。

② コンプライアンスに関わる事項

当社及びグループ会社は、「企業行動規範」及び「コンプライアンス規程」を制定しており、定期的実施しているコンプライアンス研修を通じて、コンプライアンスに対する啓蒙、強化を図っております。コンプライアンス・リスク管理委員会は月1回の頻度で開催し、当社グループ全体のコンプライアンス状況について審議しております。

また、法令・社会規範等の違反行為等については、内部通報窓口を設けており、通報状況の確認等を行っております。

③ リスク管理に関する事項

当社及びグループ会社は、「リスク管理規程」を制定しており、各リスクについて体系的な管理を実施しております。コンプライアンス・リスク管理委員会は月1回の頻度で開催し、当社グループ全体のリスク情報等について審議しております。

また、内部監査室が策定した内部監査方針・内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、リスク状況を把握・監視しており、内部監査報告書及び監査役への報告等を通じて、当社取締役に対して報告がなされております。

④ グループ会社管理に関する事項

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社グループ会社に関する業務管理の適正化と強化のため、子会社の取締役または監査役に原則として当社取締役を1名以上選任しており、各グループ会社の業績並びに業務執行状況を適宜当社取締役会に報告しております。

また、内部監査室が策定した内部監査計画書に基づいて内部監査を実施し、業務執行状況等を把握・監視しており、内部監査報告書及び監査役への報告等を通じて、当社取締役に対して報告がなされております。

⑤ 監査役に関する事項

当社の監査役は、期初に策定した監査方針・監査役監査計画に基づき、当社の重要会議への出席及び書類の閲覧等を通じて取締役の職務執行状況や内部統制システムの運用状況等について監査しております。また、代表取締役、会計監査人及び内部監査室との定期的な意見交換・状況共有を図るなど連携を深め、監査の実効性と効率性の向上を図りました。

会社の支配に関する基本方針

当社は、2022年11月14日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）を定めると共に、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同号口(2)に規定されるものをいいます。）の一つとして、当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策（買収防衛策）（以下、「本プラン」といいます。）を導入することといたしました。

本プランは、当社取締役会の決議により導入するものですが、株主の皆様のご意思をより反映させるという観点から、2022年12月15日開催の当社第6回定時株主総会において議案（普通決議）としてお諮りさせていただき、本プランの導入につきましては承認可決されました。本プランは、2022年11月14日付けで効力を生じるものです。

なお、会社法及び金融商品取引法その他の法令、それらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等並びに当社の株式等が上場されている金融商品取引所の規則等（以下、総称して「法令等」といいます。）に改正（法令等の名称の変更や旧法令等を承継する新法令等の制定等を含みます。以下同じ）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に承継する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

剰余金の配当等に関する方針

当社は、業績の推移を見据え、将来の事業の発展と経営基盤の強化のための内部留保を確保しつつ、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を継続していくことを基本方針としております。内部留保資金につきましては、存続・成長を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき、本株主総会第1号議案「剰余金処分の件」にて1株当たり52円の配当を予定しております。

また、当事業年度において、自己株式23,300株（取得価額総額47,948千円）を取得いたしました。

なお、次期の配当につきましては、当社は2024年11月14日の取締役会決議に基づき、基準日を2024年12月31日、効力発生日を2025年1月1日とする、1株につき2株の割合をもって行う株式分割の実施を予定しており、上記の方針に基づき配当を行う予定であります。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 7社

(株)ブレーンナレッジシステムズ

(株)シー・エル・エス

(株)アセットコンサルティングフォース

(株)セイリング

(株)ヒューマンベース

(株)コスモピア

(株)T A R A

上記のうち、(株)T A R Aについては、当連結会計年度において新たに株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日はすべて9月30日であります。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

ロ. 商品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

ハ. 仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

②固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法）を採用しております。

・建物附属設備 8年～15年

・工具、器具及び備品 5年～10年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用については、発生した期において費用として一括処理しております。

⑤重要な収益及び費用の計上基準

イ. 請負契約

一括して開発・設計・構築等を請け負う取引であり、原則として一定期間にわたり履行義務を充足することから、その進捗度に応じて収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に測定できる場合のみ、期末日における見積り総原価に対する累積実際発生原価の割合に基づくインプット法を使用して売上高を計上しております。

履行義務の充足に係る進捗度を合理的に測定できないが、発生した費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準を適用しております。

ロ. 準委任契約

当社グループの指揮命令下においてお客様との契約内容に応じた役務提供を行います。当該履行義務は、契約期間にわたり労働時間の経過に連れて充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される期間において、準委任契約に定められた金額に基づき、各月の収益として計上しております。

ハ. 派遣契約

労働者派遣契約に基づき当社グループのエンジニアを顧客に派遣し、顧客の指揮命令下でサービスの提供を行います。当該履行義務は、契約期間にわたり労働時間の経過に連れて充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される期間において、労働者派遣契約に定められた金額に基づき、各月の収益として計上しております。

⑥のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法により規則的に償却しています。ただし、金額が僅少な場合は発生年度に全額償却しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(のれんの評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 527,056千円

(株式会社シー・エル・エス 66,687千円、株式会社セイリング 131,435千円、株式会社アセットコンサルティングフォース 11,666千円、株式会社ヒューマンベース 213,420千円、株式会社コスモピア 18,207千円、株式会社TARA 85,638千円)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

〔1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4)会計方針に関する事項 ⑥のれんの償却方法及び償却期間〕に記載のとおりであり、当該のれんについて、減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては慎重に検討しております。

②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

のれんの減損の兆候の有無については、対象となる子会社の買収時の将来計画と実績との比較及び最新の将来計画に基づき超過収益力の著しい低下の有無を検討しております。超過収益力の評価に当たり、将来計画における将来キャッシュ・フローの見積りにおいて、主に稼働予定人員数並びに稼働予定人員一人当たりの売上高及び人件費等について一定の仮定に基づいて見積りを行っております。これらの仮定は、子会社の過去の実績や事業計画を基礎とし、稼働予定人員数の算定にあたっては将来の不確実性を考慮しています。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記の見積り及び仮定について、将来の不確実な経営環境の変化等により見直しが必要になった場合には、のれんの減損処理が必要となる可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

投資有価証券	94,537千円
計	94,537千円

②担保に係る債務

1年以内返済長期借入金	28,800千円
長期借入金	84,000千円
計	112,800千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1)当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,926,550株

(2)自己株式の数に関する事項

普通株式 300,345株

(注) 期中における取締役会決議による自己株式の取得により23,300株増加しております。また、取締役会決議による譲渡制限付株式報酬としての処分により11,154株減少しております。

(3)剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年12月15日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	83,555	51.00	2023年9月30日	2023年12月18日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年12月18日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	84,562	52.00	2024年9月30日	2024年12月19日

(4)当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数
(単位：株)

	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数
第4回新株予約権	普通株式	15,413
第5回新株予約権	普通株式	17,339
第6回新株予約権	普通株式	29,863
第7回新株予約権	普通株式	9,083

5. 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブ取引等の投機的取引は一切行っておりません。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、各社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を定期的に確認しております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動に晒されております。これについては、定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に企業の買収資金、運転資金に係る資金調達であります。

営業債務及び借入金は流動性リスクに晒されていますが、当社グループは、適宜資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 投資有価証券	94,537	94,537	-
資産計	94,537	94,537	-
(1) 長期借入金(*)	350,539	349,892	△647
負債計	350,539	349,892	△647

(*) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「短期借入金」については、現金であること、短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(3)金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	94,537	-	-	94,537
資産計	94,537	-	-	94,537

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	349,892	-	349,892
負債計	-	349,892	-	349,892

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

①有価証券及び投資有価証券

上場株式については相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

②長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、システムソリューションサービス事業を営む単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を時期別に分解した情報は以下のとおりであります。

当連結会計年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

（単位：千円）

	システムソリューション サービス事業
一時点で移転されるサービス	34,815
一定の期間にわたり移転されるサービス	7,130,969
顧客との契約から生じる収益	7,165,784
その他の収益	-
外部顧客への売上高	7,165,784

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	756,634
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	876,002
契約資産（期首残高）	78,032
契約資産（期末残高）	68,507
契約負債（期首残高）	727
契約負債（期末残高）	45

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産	819円91銭
(2) 1株当たり当期純利益	246円23銭

8. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の消却)

当社は、2024年11月14日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を行うことについて決議いたしました。

1. 自己株式の消却を行う理由

株主還元の充実、資本効率の向上及び機動的な資本政策の遂行を可能とするため。

2. 消却する株式の種類

当社普通株式

3. 消却する株式の数

140,000株（消却前の発行済株式総数に対する割合 7.27%）

4. 消却予定日

2024年11月29日

5. 消却後の発行済株式総数

1,786,550株

(株式分割)

当社は、2024年11月14日開催の取締役会において、株式分割を行うことについて決議いたしました。

1. 株式分割の目的

株式分割により投資単位当たりの金額を引き下げることによって、当社株式のさらなる流動性の向上と投資家層の拡大をはかり、株主様とより広くつながっていくことを目的としています。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2024年12月31日（火）を基準日として、同日における最終の株主名簿に記載または記録された株主が所有する普通株式1株につき2株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	1,786,550株
今回の分割により増加する株式数	1,786,550株
株式分割後の発行済株式総数	3,573,100株
株式分割後の発行可能株式総数	7,395,000株

※当社は、2024年11月14日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、2024年11月29日を消却予定日として、自己株式140,000株の消却を行うことを決議いたしました。上記の発行済株式総数は、当該自己株式消却後の株式数となります。

(3) 分割の日程

基準日公告日	2024年12月13日（月）	（予定）
基準日	2024年12月31日（火）	
効力発生日	2025年1月1日（水）	

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当連結会計年度に行われたと仮定した場合の当連結会計年度における1株当たり情報は、次の通りであります。

	当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり純資産額	409.96円
1株当たり当期純利益	123.11円

(5) 新株予約権の行使価額の調整

本株式分割に伴い、2025年1月1日以降、新株予約権の目的となる1株当たりの行使価額を以下のとおり調整いたします。

新株予約権 (発行決議日)	調整前行使価額	調整後行使価額
第4回新株予約権 (2021年11月30日)	2,091円	1,046円
第5回新株予約権 (2021年11月30日)	2,091円	1,046円
第6回新株予約権 (2021年11月30日)	2,091円	1,046円
第7回新株予約権 (2024年1月19日)	2,545円	1,273円

9. その他の注記

該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法）を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

- ・ 建物附属設備 8年～15年
- ・ 工具、器具及び備品 6年～10年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④退職給付引当金

- イ. 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっておりません。
- ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用については、発生した期において費用として一括処理しております。

(4)重要な収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

当社の収益は、主に子会社からの経営指導料及び受取配当金となります。経営指導料においては、契約内容に応じた受託業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(関係会社株式の評価)

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 1,897,230千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

関係会社株式については、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(1)有価証券の評価基準及び評価方法」に記載のとおり計上しています。当該株式の実質価額が著しく低下した場合で、かつ、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合には、相当の減額を行うこととしております。なお、関係会社株式のうち超過収益力を加味した価額で取得した株式については、実質価額に超過収益力を反映しております。超過収益力を考慮するに当たっては、最新の経営環境等を考慮して将来の事業計画を策定することによって超過収益力が毀損していないか検証しています。

②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

関係会社株式の実質価額の低下の把握や回復可能性の判定においては、対象となる子会社の取得時の将来計画と実績との比較及び最新の将来計画に基づき検討しております。将来計画策定においては、主に稼働予定人員数並びに稼働予定人員一人当たりの売上高及び人件費等について一定の仮定を用いています。これらの仮定は、子会社の過去の実績や事業計画を基礎とし、将来の不確実性を考慮しています。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

上記の見積り及び仮定について、将来の不確実な経営環境の変化等により見直しが必要になった場合には、関係会社株式の減損処理が必要となる可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

投資有価証券	94,537千円
計	94,537千円

②担保に係る債務

1年以内返済長期借入金	28,800千円
長期借入金	84,000千円
計	112,800千円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	61,286千円
短期金銭債務	1,063,317千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①営業取引による取引高

営業収益	619,351千円
------	-----------

②営業取引以外の取引高

支払利息	5,402千円
------	---------

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 300,345株

(注) 期中における取締役会決議による自己株式の取得により23,300株増加しております。また、取締役会決議による譲渡制限付株式報酬としての処分により11,154株減少しております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	3,025千円
賞与引当金	446千円
役員退職慰労引当金	19,544千円
退職給付引当金	648千円
資産除去債務	6,970千円
株式報酬費用	3,067千円
その他有価証券評価差額金	17,398千円
その他	207千円
繰延税金資産合計	<u>51,308千円</u>
繰延税金資産の純額	51,308千円

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

事務機器の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種 類	会社等の 名称	議決権等 の所有割 合 (%)	関連当 事者との 関係	取引の 内 容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 ブレーン ナレッジ システムズ	所有 直接 100%	役員 の兼任、 資金の 賃借等	経営管 理料	346,279	売掛金	31,742
				-	-	短期借入金	374,100
				利息の 支払	2,063	未払金	526
子会社	株式会社 シー・エ ル・エス	所有 直接 100%	役員 の兼任、 資金の 賃借等	経営管 理料	126,468	売掛金	11,592
				-	-	短期借入金	93,593
				利息の 支払	516	未払金	129
子会社	株式会社 アセット コンサル ティング フォース	所有 直接 100%	役員 の兼任、 資金の 賃借等	経営管 理料	34,764	売掛金	3,186
				資金の 借入	60,000	短期借入金	60,000
				利息の 支払	159	未払金	83
子会社	株式会社 セイリン グ	所有 直接 100%	役員 の兼任、 資金の 賃借等	経営管 理料	47,075	売掛金	4,315
				-	-	短期借入金	148,135
				利息の 支払	816	未払金	205
子会社	株式会社 ヒューマ ンベース	所有 直接 100%	役員 の兼任、 資金の 賃借等	経営管 理料	25,503	売掛金	2,337
				資金の 返済	10,000	短期借入金	82,000
				利息の 支払	467	未払金	113

種 類	会社等の 名称	議決権等 の所有割 合 (%)	関連当 事者との 関係	取引の 内 容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 コスモピ ア	所有 直接 100%	役員 の兼 任、 資金 の賃 借等	経営管 理料	35,509	売掛金	3,255
				資金の 借入	227,000	短期借入金	304,000
				資金の 返済	15,000		
				利息の 支払	1,378	未払金	428
子会社	株式会社 TARA	所有 直接 100%	役員 の兼 任、 資金 の賃 借等	経営管 理料	3,750	売掛金	515

- (注) 1. 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
2. 経営管理料については、グループ会社に対する経営の管理・監督・指導に関する契約に基づき、当社の経営活動にかかる費用等を勘案して決定しております。
3. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

9. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産	393円41銭
(2) 1株当たり当期純利益	105円98銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の消却)

当社は、2024年11月14日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を行うことについて決議いたしました。

1. 自己株式の消却を行う理由

株主還元の充実、資本効率の向上及び機動的な資本政策の遂行を可能とするため。

2. 消却する株式の種類

当社普通株式

3. 消却する株式の数

140,000株 (消却前の発行済株式総数に対する割合 7.27%)

4. 消却予定日

2024年11月29日

5. 消却後の発行済株式総数

1,786,550株

(株式分割)

当社は、2024年11月14日開催の取締役会において、株式分割を行うことについて決議いたしました。

1. 株式分割の目的

株式分割により投資単位当たりの金額を引き下げることによって、当社株式のさらなる流動性の向上と投資家層の拡大をはかり、株主様とより広くつながっていくことを目的としています。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2024年12月31日（火）を基準日として、同日における最終の株主名簿に記載または記録された株主が所有する普通株式1株につき2株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	1,786,550株
今回の分割により増加する株式数	1,786,550株
株式分割後の発行済株式総数	3,573,100株
株式分割後の発行可能株式総数	7,395,000株

※当社は、2024年11月14日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、2024年11月29日を消却予定日として、自己株式140,000株の消却を行うことを決議いたしました。上記の発行済株式総数は、当該自己株式消却後の株式数となります。

(3) 分割の日程

基準日公告日	2024年12月13日（月）	（予定）
基準日	2024年12月31日（火）	
効力発生日	2025年1月1日（水）	

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当事業年度に行われたと仮定した場合の当事業年度における1株当たり情報は、次の通りであります。

	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり純資産額	196.71円
1株当たり当期純利益	52.99円

(5) 新株予約権の行使価額の調整

本株式分割に伴い、2025年1月1日以降、新株予約権の目的となる1株当たりの行使価額を以下のとおり調整いたします。

新株予約権 (発行決議日)	調整前行使価額	調整後行使価額
第4回新株予約権 (2021年11月30日)	2,091円	1,046円
第5回新株予約権 (2021年11月30日)	2,091円	1,046円
第6回新株予約権 (2021年11月30日)	2,091円	1,046円
第7回新株予約権 (2024年1月19日)	2,545円	1,273円

11. その他の注記

該当事項はありません。